議案第１６１号

坂口記念館条例の一部改正について

坂口記念館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年１２月３日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

坂口記念館条例の一部を改正する条例

坂口記念館条例（平成１６年上越市条例第９２号）の一部を次のように改正する。

別表第１一般の項中「３００円」を「３１０円」に、「２２０円」を「２３０円」に改める。

別表第２楽縫庵の和室の部中座敷の項から雪椿の間の項までの規定及び備考３中「１４０円」を「１７０円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の別表第１及び別表第２の規定は、令和２年４月１日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。